



## 募 集

### 路線バスの利用促進に関するアイデアを募集します

財政課 企画係 ☎ 22-3204 📠 22-3204

阿蘇市には、東西（R九州）や地域を結ぶ路線バス（産交バス）などの公共交通機関があります。中でも路線バスは身近な移動手段として大きな役割を担い、多くの人が利用しています。近年では自家用車の普及やその他のさまざまな要因で利用者がめっきり減ってきています。（詳しくは広報あそ5月号をご覧ください。）

路線バスは、子どもから高齢者まで安心して利用できる乗り物です。普段から利用している人にとっては、なくてはならない移動手段であり、その良さは利用しなければわかりません。

例えば、「運転しないので楽」「眠くなっても大丈夫（寝過ぎ

には注意）」「運転免許や自家用車がなくても目的地へ行ける」などです。

今回、公共交通としての路線バスの必要性を知ってもらい、利便性をさらに高めるため、市民の皆さんから楽しく便利に利用するためのアイデアを下記のとおり募集します。

#### 9月20日は「バスの日」です

110年前の1903年（明治36年）、日本（京都市）で初めてバスが運行されました。

この機会に公共交通としての路線バスの良さを見つめ直しましょう。



#### 募集テーマ

#### 「路線バスを楽しく利用するためのアイデア」

例) こんなバスがあると楽しい。このように利用すると役に立つ。私はいつもこのように利用している。など...

#### ●募集対象者

- ①市内に居住している人
- ②市内にある事業所等またはその事業所等に勤務している人
- ③市内の学校に在学している人

※特に日頃から路線バスを利用している人からの応募をお待ちしています。

●**応募方法** 応募用紙にアイデアを具体的に記入して応募してください。用紙は阿蘇市のホームページからダウンロードするか、財政課（☎22-3204）まで連絡してください。電子メールによる提出も可能ですが、送付または持参の場合、封入してください。

●**応募先** 〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1 阿蘇市役所財政課

▶メール: zaisei@city.aso.lg.jp（表題を「アイデア応募」としてください。）

▶産交バス（株）阿蘇営業所（運転士の方に渡されても構いません。）

●**募集期間** 9月30日（月）午後5時まで  
※市役所及び各支所に提出する場合、閉庁日は除きます。

●**アイデアの活用** 今後の公共交通（路線バス）の利用促進を考えるにあたって、役立たせていただきます。また、「広報あそ」などに掲載して紹介するとともに、特に優れたアイデアには、アイデア賞（賞品）を贈呈します。

#### ●その他

▶応募があったアイデアなどについて、直接、話をお聞きする事もあります。

▶応募されたアイデアなどの権利は、阿蘇市に帰属することになりますので、あらかじめご承知ください。



案内

## ふるさと納税にご協力をお願いします

住環境課 都市・環境係 ☎22-3169 ☎22-3169

※ふるさと納税制度に関しては税務課 (☎22-3148)、A S O環境共生基金に関しては住環境課 (☎22-3169) まで。

### ふるさと納税(寄付)制度とは?

ふるさとの自治体へ寄付をいただくことで、個人住民税及び所得税の一部を軽減できる制度です。

### 実質的な負担は2千円

一定の限度内で寄付をされると、実質的に負担される金額は2千円となります。ただし、個人住民税については、所得割額の1割を限度とするなど、一定の制限があります。

### 毎年寄付できます

寄付金控除は毎年受けられます。したがって、この制度を継続的に活用して「ふるさと阿蘇」を応援することができます。

**市**では、阿蘇の自然環境を維持・保全し後世に引き継ぐため、ふるさと納税制度「A S O環境共生基金」を設けています。この基金では阿蘇に想いを寄せていただける方々からのご寄付を活用し、阿蘇の自然環境に関する各種事業を実施しています。

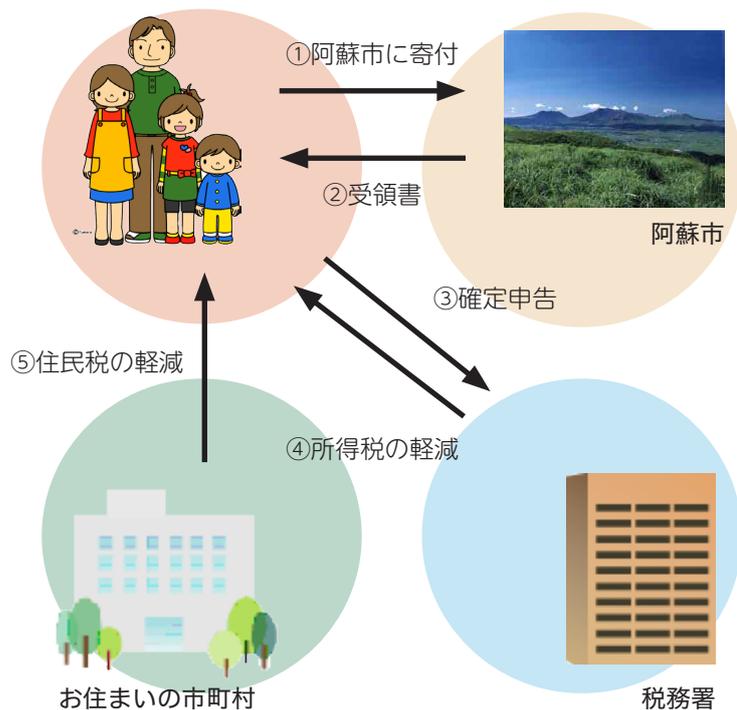
市へのふるさと納税(寄付)についてご協力をお願いいたします。  
市外にお住まいのご家族・ご親戚やお知り合いなどに阿蘇市へのふるさと納税(寄付)を呼びかけていただきますようお願いいたします。  
寄付をご検討いただく場合は、ご一報いただきますとご案内のパンフレットをお送りします。

### A S O環境共生基金とは

**阿**蘇は、阿蘇山(阿蘇五岳)を中心とする世界最大級のカルデラ、日本一の規模を誇る広大な草原など世界に類のない雄大な自然景観、“九州の水がめ”と言われる阿蘇の大地が育む豊かな水、阿蘇特有の希少な動植物が自生するなど豊富な自然資源を有しています。

これらの自然環境を国民共有の財産として維持・保全し後世に引き継ぐために、阿蘇に想いを寄せていただける方々から寄付を受け、基金として積み立て阿蘇の自然環境に関する各種事業を実施するため阿蘇市が独自に設立した基金です。

### ふるさと納税(寄付)の流れ





## 案内

### 《国民健康保険》国保限度額適用・標準負担額認定証の更新手続き

ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145 ☎ 56-3145

**【国】** 国民健康保険に加入している人で、入院したときの医療費や食事代について、下記の認定証の有効期限が平成25年7月31日までとなっている人は、引き続き該当する人は、8月31日までに更新の手続きを行ってください。（8月中の更新手続きによって8月1日から有効となります）

また、入院中（予定）の人で認定証をお持ちでない場合は、ほけん課国保・年金係または各支所市民係までご相談ください。

**■限度額適用認定証**  
入院時に、月ごとにかかる一部負担金が自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は、前年の所得に応じて決定します。（対象は69歳までの人または70〜74歳の住民税非

課税世帯の人）  
※国民健康保険税を滞納している場合は限度額適用認定証の交付は受けられません。  
※申告をしていない場合は上位所得者となり、みなされ、限度額が高設定されてしまいます。

**■標準負担額減額認定証・長期入院該当**  
74歳までの住民税非課税世帯の人については、入院時の食事代が減額されます。なお、90日を超える入院の場合は長期入院該当となり、申請により食事代がさらに減額されます。（その場合は90日以上入院を証明できる書類が必要となります）

●申請に必要なもの  
▼被保険者証  
▼現在お持ちの認定証  
▼印鑑

#### 山田配水池が完成しました

老朽化していた山田配水池の整備工事が終わり、新しい配水池が完成しました。7月末日に切替え作業を実施し、新しい配水池からの給水を行います。山田配水池からの給水区域については山田地区、原の口地区です。



（問い合わせ）阿蘇市水道課  
☎ 22 - 3196

#### 緑の募金運動にご協力ありがとうございました

さまざまな森づくりや人づくり活動に活かされる緑の募金について、4月から受け付け、各行政区長を通じ募金いただいた金額は次のとおりです。お寄せいただいた募金は、熊本県緑化推進委員会へ送金し、次のような取り組みに活用されます。

合計 金 **837,600円**

- ▶ 植樹祭、育樹祭の開催による環境緑化の推進
- ▶ 次代を担う「緑の少年団」の育成、学校緑化
- ▶ 県民、企業、団体等の協働による「県民参加の森林づくり」の推進
- ▶ 緑化キャンペーンによる緑化の啓発活動など

《 問い合わせ 阿蘇市農政課 ☎ 22-3274 》

## 阿蘇市波野出身の弁護士です！！

法律的な御相談をお受けいたします。

民事事件一般をお受けします。執務時間は土・日・祝祭日を除き 9:00～18:00迄 急用の方は佐藤眞喜夫自宅へ連絡下さい。

### 弁護士 佐藤 眞喜夫

【東京弁護士会所属・中央大学卒】  
佐藤眞喜夫法律事務所  
〒102-0085 東京都千代田区六番町六番地一階10710六番町705号

### 弁護士 佐藤 聖喜

【東京弁護士会所属・京都大学卒】  
千代田中央法律事務所 所長  
〒102-0085 東京都千代田区六番町六番地一階10710六番町704号

TEL 03-3265-4981 (代)

FAX 03-3234-5917

《佐藤 眞喜夫宅》〒861-5512 熊本市北区梶尾町1107番12 TEL:096-245-5007 FAX:096-288-1394

広告